

一人で悩まず まず相談

子育てや虐待については町も窓口です

近年、核家族化や少子化の進行によって、児童を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。地域社会とかかわりが少ない環境の中で、育児に悩む家庭が多くなっています。

このような中、児童福祉法が改正され、平成17年4月からは、子どもや子育てに関する相談が、市町村の業務として明確に規定されました。

困ったときは一人で悩まず、まず相談してください。秘密は固く守られます。

児童虐待に気づいたら 通報を

平成16年には児童虐待防止法が改正され、保護者以外の同居人による暴力を放置することや、配偶者に対する暴力が児童に与える心理的外傷が児童虐待にあたることが明記されています。

町ではこのほど、「大山町要保護児童対策地域協議会」を設置しました。この協議会は、虐待や非行をはじめ保護が必要とする児童の早期発見や保護を図るため、関係機関が連携して支援していくためのものです。

「要保護児童対策地域 協議会」を設置

このようないい環境の中、児童虐待は児童の人権を著しく侵害するものです。親がしつけと思っていても、「児童の視点」に立って、児童の心身に悪影響を及ぼす可能性があれば、それは虐待です。

児童の健全な育成には、児童を保護の対象としてだけなく、一人の人間として尊重し、児童にとっての最善の利益を考えていくことが大切です。

大山町の子育て支援の “基本理念”

“子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者にある”という基本認識の下に、家庭や地域など、子どもたちを取り巻くすべての場で、子育てについての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるようなまちづくりをめざします。

虐待が疑われる場面を発見したら、
 ・連絡しやすい身近な関係施設に連絡してください。
 ・連絡いただいた方の秘密は堅く守られます。



《主な相談・通報先》

福祉保健課子育て支援室	0859-54-5207
中山支所福祉課	0858-58-6112
大山支所福祉課	0859-53-3136
米子児童相談所	0859-33-1471